

社団法人 函館国際観光コンベンション協会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人函館国際観光コンベンション協会の表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の区分)

第2条 表彰の区分は、次のとおりとする。

- (1) 観光事業功労者表彰
- (2) 観光事業功績者表彰
- (3) 観光事業優良従業者等表彰

(定義)

第3条 前条第1号の「観光事業功労者」とは、観光関係の事業に著しく貢献した団体、会社及び個人をいい、同条第2号の「観光事業功績者」とは、観光関係の事業に功績のあった団体、会社及び個人をいい、同条第3号の「観光事業優良従業者等」とは、観光関係の事業に功績のあった団体、会社及び個人の従業員等をいう。

(表彰の要件)

第4条 次の各号の一に該当するものは、観光事業功労者として表彰することができる。

- (1) 観光関係の事業に携わる団体、会社及び個人にあって、観光事業の振興に著しく貢献し、本市観光発展に寄与したもの
- (2) 観光地の美化、観光関係施設の整備等を行うことにより観光資源の保護、または、観光地の質的向上を図り、公共的に功績が極めて顕著であったもの
- (3) その他表彰に価すると認められるもの

2 次の各号の一に該当するものは、観光事業功績者として表彰することができる。

- (1) 観光関係の事業に携わる団体、会社及び個人にあって、観光事業の振興に著しく功績のあったもの
- (2) その他表彰に価すると認められるもの

3 次の各号の一に該当するものは、観光事業優良従業者等として表彰することができる。

- (1) 宿泊施設、飲食店、交通機関その他観光施設の従業員等であって、優れた接客行為等により他の模範となるもの
- (2) その他表彰に価すると認められるもの

(感謝状)

第5条 前3条に規程するもののほか、本市観光振興に功績があり、表彰に価すると認められるものに感謝状を授与することができる。

(候補者の推薦)

第6条 候補者の推薦は、原則として社団法人函館国際観光コンベンション協会の会員が行うものとし、別記様式の「観光事業功労者表彰推薦書」、「観光事業功績者表彰推薦書」、または、「観光事業優良従業者等表彰推薦書」により会長に提出するものとする。

(選考委員会)

第7条 候補者を審査選考するため選考委員会を置く。

2 選考委員会は、会長が理事の中から委嘱する。

(表彰対象者の決定)

第8条 表彰対象者の決定は、選考委員会の審査を経て会長が行う。

(表彰の時期)

第9条 表彰は、社団法人函館国際観光コンベンション協会の通常総会において行う。ただし、会長が必要と認めるときは、そのつど表彰することができる。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、表彰状、または感謝状に記念品を添えることができる。

附 則

この規程は、昭和44年12月12日から施行する。

この規程は、昭和57年2月15日から施行する。

この規程は、昭和63年3月9日から施行する。

この規程は、平成7年5月9日から施行する。